

訪問看護サービス契約書

様（以下、「利用者」といいます。）とさくらがわ地域医療センター訪問看護ステーション（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護保険法・健康保険法等の関係法令に伴う訪問看護（以下、「訪問看護」といいます。）について次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法・健康保険法等の関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

この契約の契約期間は____年____月____日から、介護保険の場合は利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。医療保険の場合は、訪問看護が必要でなくなった日までとします。

- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書（任意）による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画の作成、介護予防訪問看護計画の作成)

事業者は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」「介護予防訪問看護計画」（以下、「訪問看護計画等」といいます。）を作成します。事業者はこの「訪問看護計画等」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条(看護計画等の内容)

利用者が提供を受ける訪問看護の内容は、〔重要事項説明書〕に定めたとおりです。事業者は、〔重要事項説明書〕に定めた内容の訪問看護を提供します。

- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画等に沿ったサービス内容を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、看護師、准看護師の有資格者です。
- 4 訪問看護計画等が利用者との合意を持って変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条(サービス提供実施記録の作成)

事業者は、サービス提供実施記録を作成することとし、この契約の終了後2年間（苦情の内容等、事故の状況及び事故に際して取った措置については5年間）保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条(料金)

事業者は、毎月の療養サービスの対価として請求明細書を発行します。

- 2 利用者は、翌月の15日までに口座振替又は現金にて支払うものとします。サービス従業者が現金で集金させていただく方法も出来ます
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

- 4 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条(サービスの中止)

利用者は、事業者に対して、医師の指示により、訪問看護の必要性がないと判断された場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条(料金の変更)

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更を（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書（任意）で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
 - (2) 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時中断又は終了します。
 - (1) 利用者が入所又は入院した場合
 - (2) 利用者が転出した場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
- 6 事業者は、契約終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者の同意を得て、利用者が指定する他のサービス事業者への関係記録(複写物)の引き継ぎ、連絡調整を行います。

第9条の2(社会情勢及び天災)

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者のサービスの履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

- 2 事業者は、社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

第10条(秘密保持)

事業者および事業者の使用する者（以下サービス従業者という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 サービス従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条(利用者代理人)

利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 利用者の代理人選任に際して必要のある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第13条(緊急時の対応)

事業者及びサービス従業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、24時間連絡がとれ対応できる体制をとっています。

第14条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第15条(連携)

事業者は訪問看護の提供にあたり介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に報告します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

- 2 苦情や意見を述べた方々に対して、以降の利用や生活において不利益な扱いをすることは、決してありません。万が一不利益な扱いを受けた場合は、担当者にその旨お申し出ください。

第17条(善管注意義務)

事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条(本契約に定めのない事項)

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、健康保険法や後期高齢者医療制度、介護保険法令等その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

訪問看護重要事項説明書

< 2025年8月1日 現在 >

1. 基本方針

利用者の健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

2. 訪問看護事業の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	さくらがわ地域医療センター 訪問看護ステーション
所在地	茨城県桜川市高森1000番
介護保険事業所番号	0865190011
管理者	棚谷 和代
通常の事業の実施地域※	桜川市、筑西市

※上記地域以外の方でサービスご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

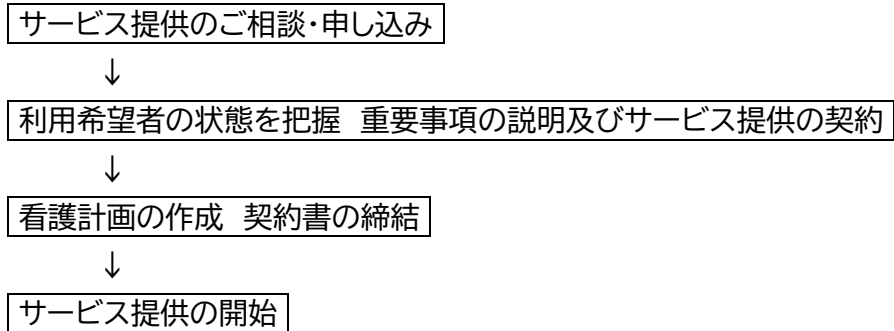
職種	従事する業務内容	人員
管理者	○主治医の指示に基づき適切な指定主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ○訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います ○従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員 〔看護師〕 〔准看護師〕	○訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 ○訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤 3名 非常勤 2名
事務職員	○介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1名

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く
営業時間	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分 土曜日：8時30分～12時30分
緊急時の電話相談は、24時間対応可能です。 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。 * 時間帯により料金が異なります。	

3. サービスの利用方法

(1) サービス開始までの流れ



(2) サービスの内容

主治医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

- ①療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助
食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- ②診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- ③リハビリテーション
- ④家族の支援及び療養上の指導・相談、家族の健康管理

(3) サービスの中止、解除について

- 利用者は、事業者に対して、医師の指示により、訪問看護の必要性がないと判断された場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書（任意）で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 利用者が病院に入院した場合、介護保険施設に入所した場合、死亡した場合は契約を自動的に一時中断又はサービスを終了いたします。
- 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合や守秘義務に反した場合、または、利用者やその家族等に対して社会通念を脱する行為を行った場合は、サービスを終了することができます。
- 事業者は、利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者またはその家族が事業者のサービス従業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合はサービスを終了することができます。
- 事業者は、社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。また、サービスの履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

4. 利用料金

(1) 利用料

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が変わります。
【別紙 利用料金表 参照】

(2) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に利用者の都合により、訪問看護、介護予防訪問看護サービスを中止または変更することができます。この場合は、サービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービスの利用変更、追加の申し出に対して、訪問看護の稼働状況により利用者の希望の期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示致します。

(3) キャンセル料

利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して、料金の全部または一部を請求することができます。
前日は50%、当日は100%のキャンセル料が発生致します。

(4) 料金のお支払い方法

毎月15日前後の訪問日に当事業所の看護職員が前月分の請求書を持参し、利用料をお預かりいたします。後日、領収書（おつりがある場合おつりも）をお持ち致します。

5. サービス提供にあたって

(1) サービス提供を行う看護職員

サービス提供にあたっては、複数の看護職員が交替してサービスを提供いたします。

(2) 看護職員（訪問看護師）の交替

- 利用者からの交替の申し出
訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する場合を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指定はできません。
- 事業者からの看護職員（訪問看護師）の交替
事業者の都合により、訪問看護師を交替する場合があります。訪問看護師を交替する場合には、利用者及びその家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないように十分に配慮致します。

(3) サービス実施時の留意事項

- 業務以外の禁止事項
訪問看護、介護予防訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。
- サービス実施に関する指示・命令等
サービスの実施に関する指示・命令等はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情、意向等に十分配慮するものとします。
- 備品等の使用
サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気等）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 看護職員（訪問看護師）の禁止行為

訪問看護師は、サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ② 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所の相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

< 苦情・相談窓口 >

電 話： 0296-45-5780 FAX： 0296-45-5781
担 当： 管理者 棚谷 和代

②その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

桜川市市役所 岩瀬庁舎 介護保険課	住 所： 桜川市岩瀬64-2 電 話： 0296-75-3158
筑西市市役所 本庁舎 介護保険課	住 所： 桜川市岩瀬64-2 電 話： 0296-22-0528
茨城県国民健康保険団体連合会	住 所：水戸市笠原町978-26 電 話：029-301-1557

7. 秘密保持

当事業所の訪問看護師その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを強く約束します。

*この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

8. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。

* 当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：棚谷和代

(2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援に努めます。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(5) サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11. 業務継続計画について

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生において利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続に従い、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 衛生管理等

事業者は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知を徹底する。

(2) 事業所における感染症の予防まん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

私は、契約内容及び重要事項、利用料金、個人情報の使用同意等についての説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約内容で訪問看護サービスの利用を申し込みます。

契約締結日： 年 月 日

< 利用者 >

住 所	〒
氏 名	印
電話番号	

< 代理人 ※代理人を選定した場合 >

本人との関係	
住 所	〒
氏 名	印
電話番号	

< 事業者 >

訪問看護サービスの提供開始に際し、以上の契約の内容、重要事項、利用料金及び個人情報使用等について利用者へ説明しました。

事業者	名 称	医療法人隆仁会
	住 所	茨城県桜川市高森 1000
	代表者	理事長 小野 隆房
事業所	名 称	さくらがわ地域医療センター訪問看護ステーション
	住 所	茨城県桜川市高森 1000
	代表者	管理者 棚谷 和代
	説明者	職名： 氏名： 印

個人情報の利用目的に関する同意書

<個人情報の利用目的>

1.医療サービスの提供

- (1) 当社の運営する事業所の訪問リハビリサービスの提供
- (2) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等の連携
- (3) 他の医療機関からの照会への回答
- (4) 利用者様の診療のため、外部の医師等の意見、助言を求める場合
- (5) 検体検査業務の委託、その他業務委託
- (6) ご家族等への病状説明
- (7) その他利用者様への医療提供に関する利用

2.診療費請求のための事務

- (1) 当社の運営する事業所の訪問リハビリサービス・公費負担医療に関する事務及びその他委託
- (2) 審査支払機関へのレセプト提出
- (3) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (4) 公費負担医療に関する行政機関へのレセプト提出、照会への回答
- (5) その他訪問リハビリサービス・公費負担医療に関する診療費請求のための利用

3.訪問リハビリサービスや業務の維持・改善のための基礎資料

4.外部監査機関への情報提供

5.その他以外の利用目的

- (1) 訪問リハビリテーションで行われる学生実習の協力
- (2) 学会等での発表（匿名化が困難な場合は利用の同意を得ます）

この度、貴事業所のサービスを利用するにあたり、上記事項の個人情報の利用について同意いたします。

年 月 日

< 利用者 >

住所 _____

氏名 _____ 印

< 代理人 ※代理人を選定した場合 >

住所 _____

氏名 _____ 印

【医療保険】訪問看護サービスに係る加算に関する同意書

☐ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(Ⅰ) * 重症度が高い	特別管理加算(Ⅱ)
在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態留 置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導 管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

☐ 24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

☐ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

☐ 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

☐ 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

☐ ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

☐ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

☐ 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

☐ 訪問看護情報提供療養費

利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスを含む）等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

☐ 訪問看護情報提供療養費

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

年 月 日

< 利用者 >

住所 _____

氏名 _____ ⑩

< 代理人 ※代理人を選定した場合 >

住所 _____

氏名 _____ ⑩

【介護保険】訪問看護サービスに係る加算に関する同意書

☐ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(Ⅰ) (重症度が高い)	特別管理加算(Ⅱ)
在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

☐ 初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

☐ 緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

☐ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

☐ 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合（介護予防は対象外）に加算されます。

☐ ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

☐ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

☐ 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

☐ サービス提供体制強化加算

勤続年数3年以上の職員を30%以上配置などの要件を満たしている場合。1回の訪問看護につき加算されます。

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

年 月 日

< 利用者 >

住所 _____

氏名 _____ 印

< 代理人 ※代理人を選定した場合 >

住所 _____

氏名 _____ 印